

令和 8 年 6 月 29 日  
一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会  
会長 村木 昭一郎  
(押印省略)

## 長崎市×武雄市共同事業 「インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業業務委託」募集要項

### ～事業目的について～

長崎市および武雄市は、西九州新幹線により最短 23 分で結ばれる広域観光エリアとして、それぞれが有する歴史・文化・温泉・食・自然・夜景等の魅力を活かした観光まちづくりを推進しています。

一方で、両市とも 20～30 代の来訪割合が比較的低く、若年層に向けた新たな観光情報発信が課題となっている。本事業では、Instagram 等 SNS において高い発信力を有するインフルエンサーを活用し、長崎市・武雄市が提供する周遊モデルコースを効果的に発信することで、20～30 代を中心とした若年層への認知向上および誘客促進を図ることを目的とする。

また、本事業は、観光需要の喚起を図りたい冬季（12 月～1 月）の誘客強化を重点期間として実施するものであり、温泉・サウナ・夜景・グルメ等、冬ならではの魅力を活かした旅行需要の創出を目指す。ターゲットエリアは関西以西を中心とし、西九州新幹線等を活用して長崎市・武雄市に 1 泊以上滞在する旅行者層を主な対象とする。

さらに、本事業は単発的なイベント型施策ではなく、事業終了後も継続的に活用可能なモデルコースおよび SNS コンテンツの蓄積を目指し、西九州エリアの周遊促進と将来的な定着につながる情報発信を行うものとした。

つきましては、下記のとおり公募型プロポーザルを実施いたしますので、参加を希望される事業者におかれましては、応募要項及び仕様書をご確認のうえ、ご応募いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 委託業務名：インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業業務

2. 内容：別紙仕様書のとおり

なお、本事業においては、長崎市および武雄市がモデルコースを提供する予定であり、受託事業者には、以下を重点的に求める。

- ・ターゲット層に適したインフルエンサーの選定
- ・SNS 上での効果的な露出設計
- ・Instagram リール等を活用した訴求力の高い発信
- ・投稿後の分析・効果検証
- ・継続的な情報波及につながる発信戦略

**【提案を求める事項】**

提案にあたっては、以下の内容を具体的に示すこと。

(1) インフルエンサー選定

- ・起用予定インフルエンサー
- ・フォロワー属性
- ・想定リーチ数
- ・過去実績
- ・行政案件との親和性
- ・世界観・投稿テイスト

(2) 発信戦略

- ・ターゲットへの訴求方法
- ・投稿タイミング
- ・リール動画構成
- ・ハッシュタグ設計
- ・共同投稿活用方法
- ・エンゲージメント向上策

3. 参加資格：

- (1) 当協会会員または長崎市観光まちづくりネットワークに参画する事業者または武雄市に事業所を有する事業者であること。
- (2) 次に該当しないこと
  - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下において「暴力団員」という。)であると認められる。
  - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
  - カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

4. 契約期間： 契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

5. 提案上限金額：1,910,348 円（消費税および地方消費税を含む）

6. 募集期間等：

項目	日程
公募開始	令和 8 年 6 月 29 日（月）
仕様書等に関する質問期限	令和 8 年 7 月 3 日（金）正午まで（必着）
質問に対する回答	令和 8 年 7 月 10 日（金）
参加意思表明書提出期限	令和 8 年 7 月 14 日（火）17 時迄（必着）
応募書類の提出締切 ※PDF データ	令和 8 年 7 月 24 日（金）（正午必着）
審査（プレゼンテーション）の実施	令和 8 年 7 月 30 日（木）（予定）
審査結果通知	令和 8 年 8 月 3 日の週（予定）
契約締結予定	令和 8 年 8 月 3 日の週（予定）

7. 応募書類の提出期日：

令和 8 年 7 月 24 日（金）正午（必着：データ納品）

※令和 8 年 7 月 14 日（火）迄に参加意思表明書を提出した事業者のみを受け付ける。

※参加意思表明書は、【様式 1】に必要事項を記入し、PDF をメールで提出すること。

提出先：[tsunekawa@nagasaki-visit.com](mailto:tsunekawa@nagasaki-visit.com)

8. 応募書類の内容：

(1) 企画提案書（A4 サイズ、横、表紙含む 15 ページ（両面可）以内）

下記ア～カを盛り込むこと。事業内容については仕様書に基づき、具体的に提案すること。

- ア 事業内容
- イ 実施体制・スケジュール
- ウ 類似の事業実績
- エ インフルエンサー選定理由
- オ SNS 露出戦略
- カ 効果測定方法

(2) 見積書（任意様式）

見積書には必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること。また、内訳がわかるように記載すること。内訳については、総事業費の積算内訳を可能な限り詳細に記載し、消費税額及び合計金額がわかるように記載すること。

9. 応募書類に記載する事項と注意点：

- ・提出日
- ・宛名（一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 会長 村木 昭一郎）
- ・事業者名（代表者肩書及び代表者名含む）
- ・件名：インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業業務

提出先 〒850-0862 長崎市出島町 1-1 出島ワーフ 2 階

(一社) 長崎国際観光コンベンション協会 事業本部 事業推進課 恒川雄志あて

送信先 : [tsunekawa@nagasaki-visit.com](mailto:tsunekawa@nagasaki-visit.com)

#### 10. 審査項目

- ・事業目的理解度
- ・ターゲット分析力
- ・インフルエンサー選定の妥当性
- ・SNS 戦略の具体性
- ・若年層への訴求力
- ・独創性
- ・実現性
- ・効果測定手法
- ・業務遂行体制
- ・費用対効果

#### 11. 審査結果の通知

令和 8 年 8 月 7 日 (金) までに応募書類提出者全員に対してメールにて通知する。

#### 12. その他

- ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は本審査のみに使用し、返却はしない。
- ・提出書類は非公開とし、採用された提出書類、団体名等については応募者の承諾を得た上で公開する場合がある。
- ・審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。
- ・委託予定者が決定した場合は、改めて業務内容等について詳細協議を行い、業務内容を決定した上で委託契約を締結する。その場合に契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- ・今後の社会情勢やその他不可抗力等により本事業を中止する場合がある。
- ・インフルエンサーの選定にあたっては、行政案件としての適切性、公序良俗、地域イメージへの配慮を十分に行うこと。
- ・応募要項および仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定する。

以上

#### 【お問合せ先】

(一社) 長崎国際観光コンベンション協会  
事業本部 事業推進課

TEL : 095-823-7423

Email : [tsunekawa@nagasaki-visit.com](mailto:tsunekawa@nagasaki-visit.com)

担当 : 恒川 雄志

